

法令及び会計基準の適用時期一覧（有価証券報告書・決算期別）

本資料は、今後適用が開始される法令及び会計基準について、その適用開始時期を示した一覧表です。以下の事項に留意した上で、有価証券報告書の作成にご活用ください。

- ・〇年〇月期とは、〇年〇月末日を連結決算日とする連結会計年度（1年間）を指しています。
- ・法令（別記事業に関するものは除く。）並びに企業会計基準委員会が公表した会計基準、適用指針及び実務対応報告を掲載しています。
- ・指定国際会計基準又は修正国際基準に関連する法令等は除いています。

[2024年3月31日現在]

項目	2024年（令和6年）												2025年（令和7年）								
	3月期	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期		
「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表																					
—	「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第43号）（2022年8月26日）											原則適用（注1）									
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正																					
「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第22号 2023年3月27日）	「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号） 「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号） 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号）（2022年10月28日）											早期適用（注2）									
「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」等の公表																					
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第14号 2024年2月19日）	「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（実務対応報告第45号） 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正」（企業会計基準第32号）（2023年11月17日）											原則適用（注3）									
「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」等の改正																					
—	「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号） 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号）（2024年3月22日）											原則適用（注4）									
「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の改正																					
—	「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第44号）（2024年3月22日）											原則適用（注5）									
「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表																					
—	「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号）（2024年3月22日）											原則適用（注6）									

注1. 2023年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用するとされています。

注2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」及び「包括利益の表示に関する会計基準」は2024年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています。ただし、2023年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができるとされています。「税効果会計に係る会計基準の適用指針」は2024年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用するとされています。ただし、2023年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することができるとされています。

注3. 公表日（2023年11月17日）以後適用するとされています。

注4. 公表日（2024年3月22日）以後適用するとされています。

注5. 公表日（2024年3月22日）以後適用するとされています。

注6. 2024年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています。